



中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所 台北支店

November 2004

今月のトピックス
 台北市、公共建設への民間企業の参入に関する優遇措置を策定
 特別企画
 台湾のノートパソコン産業(その4)
 台湾進出ガイド
 台湾に於ける知的財産権制度紹介(その3)

日本企業から見た台湾
 ~台湾日総工産(株)小栗敏郎 総経理インタビュー~
 人を育て、人を活かし、人と企業の双方に貢献する
 台湾マクロ経済指標
 インフォメーション

vol. 111

【今月のトピックス】

台北市、公共建設への民間企業の参入に関する優遇措置を策定

民間企業の台北市公共建設への参入に関する優遇措置として、「台北市促進民間機構参与重大公共建設減免地価税、房屋税及び契税自治条例」が2004年10月20日に台北市議會を通過した。これにより、台北市の公共工事へ参入する民間企業は地価税免税、房屋税50%の免除、契税30%の免除という優遇措置を受けられることとなった。民間企業が参入した「台北ドーム」、「台北メーンステーション」(高速道路、鉄道、高速鉄道、台北市内MRT、中正国際空港-台北市往復MRTのターミナル)は新条例を適用する最初の公共建設となると期待されている。今回は、台北市公共建設への民間企業参入に関する優遇措置について紹介する。

台北市が公共建設を推進するため、民間企業の参入に関する優遇措置を提供し、民間企業の台北での公共建設を奨励している。10月20日から実施する「台北市促進民間機構参与重大公共建設減免地価税、房屋税及び契税自治条例」により、台北市の公共工事へ参入する民間企業は地価税免税、房屋税50%の免除、契税30%の免除という優遇措置を受けられることとなった。今後、民間企業が続々と公共建設を開発していくことが期待されている。

対象業種

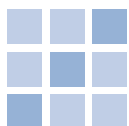
台北市重大公共建設の促進及び経済発展を目的に「促進民間参与公共建設法」第39条によって「台北市促進民間機構参与重大公共建設減免地価税、房屋税及び契税自治条例」が制定された。新条例によると、交通建設をはじめ、環境汚染防止施設、汚水の排出管線、下水道、医療施設、社会厚生施設、労働者厚生施設、文教施設、重大リゾート開発、

表1 対象公共建設

1.	交通建設
2.	汚染防止施設
3.	汚水排出管路、下水道建設
4.	医療施設
5.	社会及び労働者厚生施設
6.	文教施設
7.	重大リゾート開発
8.	電力及びガス燃料供給施設
9.	運動施設
10.	公園・緑化施設
11.	重大工業、商業及びハイテク施設
12.	ニュータウン開発
13.	農業施設

(出所)「促進民間参与公共建設法」を基に野村総合研究所 台北支店作成

電力供給施設、ガス燃料施設、運動施設、公園緑化施設、重大工業施設、重大商圈施設、重大科技施設、ニュータウン(new town)開発、農業施設などの重大建設に参与する民間企業を対象として、所属税務機関に地価税、房屋税、契税免除の申請



が可能となった。今回の新条例により、台北市の公共建設および経済発展の促進が期待されている。

「台北ドーム」、「台北メーンステーション」の建設は、台北市政府との契約は12月に済む予定のため、当優遇措置に適用する初めての建設計画となると考えられる。一方、101金融ビル、信義計画区開発、統一集団による台北市政府交通轉運駅の建設など、既に台北市政府との契約済みの重大公共建設は、今度の優遇措置適用の対象外となるが、年度市政府の予算でこれらの重大公共建設に参加した民間企業に補助を出すと、台北市政府が決定した。これらの公共建設への民間企業の参入に関する優遇措置により、台北市の公共建設および経済発展の促進が期待されている。

「台北市促進民間機構参与重大公共建設減免地価税、房屋税及び契稅自治条例」に以下の通りに制定されている。

当該自治条例は「促進民間參與公共建設法」(以下本法と省略)第三十九條第二項により制定されている。

民間機関は本法の公布施行後、本法第3条第2項が規定する所の当市の重大公共建設に参加する場合、地価税、房屋税(家屋税に相当)及び契約税の免税がある。本自治条例で規定のない部分についてはその他の関連の規定に従う。ただし、その他の規定が、本自治条例の規定よりさらに民間機関に有利である場合には、有利なものを適用する。

同一地番の土地或いは同一建物番号の家屋について、その使用の状況が、一部のみ該当自治条例が適用される場合、当自治条例が適用可能な使用面積の比率に応じて減免されるその地価税、家屋税及び契約税を計算する。

民間機関が本法第3条の規定する台北市の重大公共建設に参加する場合、建築或いは運営期間において主管機関の許可を得て、直接に使用する土地は、税務機関の許可日から起算し、地価税は5年間の免除になる。地価税免除された土地について、免税期間の5年が過ぎないうちに、第三者に譲渡し、引き続き建設或いは運営を行っているものについては、免税期間は5年の満期にいたるまでとなる。

表2 申請時期

対象税	申請時期
地価税	毎年地価税の徴収開始の40日までに
房屋税	重大建設の開始から30日以内に
契稅	契稅の徴収のとき

(出所)「促進民間参与公共建設法」を基に野村総合研究所台北支店作成

表3 優遇内容

対象税	優遇内容
地価税	免税適用許可取得日から5年免税
房屋税	減免適用許可取得日から5年50%房屋税減免
契稅	30%契稅減免 対象不動産が5年内に他人に移転されたり、他用途に変更されたりする場合、減免した契稅を追徴される。

(出所)「促進民間参与公共建設法」を基に野村総合研究所台北支店作成

民間機関が本法第3条の規定する台北市の重大公共建設に参加する場合、運営期間中、主管機関の許可を得て、直接に使用する自用新築建築物は、税務機関の許可日から起算し、房屋税は5年間の半減になる。房屋税が半減された土地について、半減期間の5年が過ぎないうちに、第三者に譲渡し、引き続き建設或いは運営を行っているものについては、半減期間は5年の満期にいたるまでとなる。

民間機関が本法第3条の規定する台北市の重大公共建設に参加する場合、その建築、運営期間中、売買、抵当権設定、交換、贈与、分割或いは占有により直接使用に供する不動産を取得した場合、契約税は30%免除になる。前項の不動産は契約税申告の日から5年以内に、再度移転或いはその他の用途に変更したものは、当初の契約税を追徴する。

主管機関が本法第52条第3項の規定により、その他の民間機関により引き継ぐ、或いは引き続き建設、運営を行う事を許可した場合は、そのために取得した営業資産或いは建設中の工事についての契約税は免税となる。

担当部署
台北市政府財政局第2科 陳秀娟
TEL: 886-2-2725-6294

飛躍する台湾産業



台湾のノートパソコン産業(その4)

ASUSTeK Computer Inc.は、マザーボード、ノートパソコン、ビデオカード、光学ドライブ、情報関連機器、デスクトップパソコン、サーバー、ワイヤレス関連製品、携帯電話、ネットワーク関連製品などを開発販売している、台湾の総合ハイテクパーツメーカーである。その研究開発部門は世界的にも有名であり、多くの欧米及び日本大手企業向けにOEM/ODM製品の提供を行っている。この他、最近では自社ブランド事業も好調に成長している。マザーボードメーカーとしては既に世界一の成績をキープしながらも、ASUS ノートパソコンのシェアは年々拡大しており、ビデオカード、光学ドライブ、ブロードバンドモデムの分野でも、常に世界で上位10社にランキングされている。

企業概況

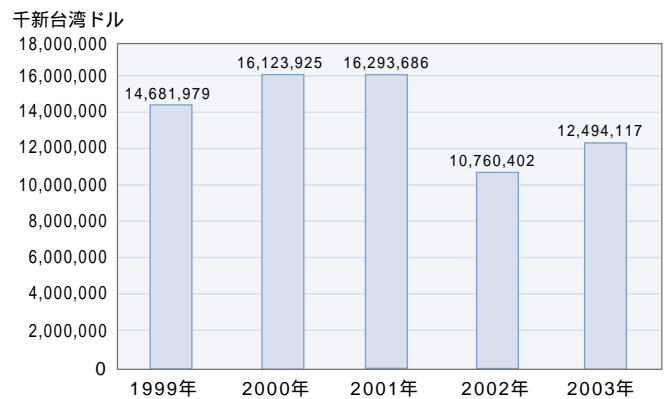
ASUSTeK Computer には ASUS の成功方程式と言うものがある。それは $W(\text{Win})=M(\text{Marketing}) \times Q(\text{Quality}) \times S(\text{Speed}) \times I(\text{Innovation}) \times S(\text{Service}) \div C(\text{Cost})$ という公式である。

ASUSTeK Computer は 1990 年に発足し、資本金は当初の 3000 万台湾ドルから、228 億台湾ドルを超えるハイテク企業に成長した。

2003 年の売上は約 744.3 億台湾ドルで、2002 年より減少したが、2003 年の純利益は 16% 伸び、124.94 億台湾ドルに達成した。

2003 年の製品別販売額に関しては、マザーボード(約 291.6 億台湾ドル)、ノートパソコン(235.1 億台湾ドル)、インタフェースカード(126.5 億台

■ 表2 ASUSTeK Computerの純利益推移



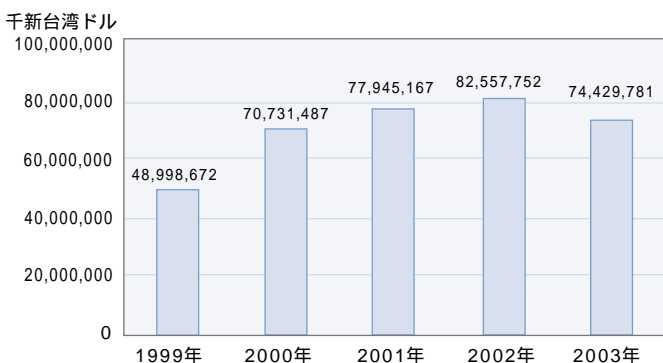
湾ドル) がそれぞれ 32%、29%、18%を占めている。従来の主力分野であったマザーボードの社内製品別売上げ比率は大幅に縮小する傾向が見られる。

2003 年の地域別売上に関しては、ヨーロッパ、アジア太平洋、アメリカ及びカナダ、台湾、アフリカがそれぞれ 277.7 億台湾ドル、245.5 億台湾ドル、94.7 億台湾ドル、93.1 台湾ドル、3.3 台湾ドルである。

自社ブランドへの道

ASUSTeK Computer はマザーボードで世界一の出荷量を維持しながら、自社ブランドを打ち出す計画であった。ASUS ノートブックをデビュー

■ 表1 ASUSTeK Computerの売上げ推移





させた背景は、その第一歩であった。現在 ASUS のマザーボード製造能力は 200 万枚 / 月、ノートパソコン製造能力は 15 万台 / 月である。他社からの OEM/ODM 注文も含めてノートパソコンの出荷量は世界五位に入り、自社ブランドノートパソコンの出荷量は世界ランキング上位の 10 社に上がった。

ASUS ノートパソコンの成長により、自社ブランドと OEM/ODM 業務との間に矛盾が発生する恐れがある事が、業界での焦点となっている。

自社ブランドと OEM 業務を如何に両立させるかは ASUS のマーケティング戦略にとって、大きな挑戦である。ASUS の従来 of ノートパソコン業務は、

OEM/ODM に偏っていたが、2003 年から今年にかけて、自社ブランドの業績は好調に推移しており、将来的には自社ブランドと OEM 業務はそれぞれ独立とした事業体に分かれていくと ASUS のトップ層は話している。

2004 年の今までの数字を見ると、ASUS 製マザーボードは 4,000 万枚、ノートパソコンは 280 万台となり、去年と比べ 60 ~ 70% の高い成長率を誇る。更に 2005 年のノートパソコン目標出荷量は 400 万台に設定し、企業全体の年間売上げは 4,000 億台湾ドルを目指すという意欲的な姿勢を示している。

ASUSTeK 会社概要

創 業 : 1990 年

資 本 金 : 228 億 1740 万新台幣

事業内容

- ・台湾でマザーボードの開発及び生産を中心として OEM 及び自社ブランドの事業を展開している。現在マザーボードの出荷量は世界一であり、2003 年世界の総販売量は約 3000 万ピースで、約 30% 以上の市場シェアを占めている。
- ・グラフィックカード、ストレージ、ノートパソコン、サーバー等の IT 関連製品に関しても積極的に OEM 及び自社ブランドのビジネスモデルにより、重要な市場シェアを占めている。
- ・2003 年自社ブランドのノートパソコンの世界総販売量約 70 万台であり、世界第十大のノートパソコンメーカーになった。
- ・ワイアレス、PDA、携帯電話の市場にも進出。

生産拠点

- ・台 湾 : ノートパソコン、PDA、携帯電話など複雑で、技術レベルが高い製品の生産及び試作品、サンプル等の少量生産
- ・中国蘇州 : 10 箇所の工場を設立しており、ASUSTeK 全体体の生産能力の 50% 以上を占めている。
- ・チ エ コ : 半製品の組み立て (Time to Market の時間を短縮されるために)
- ・メキシコ : 半製品の組み立て (Time to Market の時間を短縮されるために)



企業活動に関係する 台湾に於ける知的財産権制度紹介(その3)

(3) 法人、商号及びその他団体名称を合理的に保護する。

現行条文第37条第11号について、大法官會議第486号解釋は、法人又はその他権利能力を持たない団体が「相当の知名度があり」かつ「保護を受ける利益がある」に該当し、その名称が商標法が保護する対象であるときは、権利能力があるかないかの影響を受けないと解している。しかし、同条項によると、商標の図形が法人又はその他商号の名称と同一であるときは、その承諾を得なければ商標登録されないものについて、商号のほうは「全国において有名なものでなければならない」とあるのに対し、法人の名称についてはこのような制限がない。前述解釋の趣旨からして、このような区別は妥当でないことから、法人、商号又は団体を問わず、その名称が「著名」でなければならないように改める。また、法人、商号又はその他の団体の名称と同一の商標が登録されるべきかどうかについては、公衆に混同誤認を惹起するおそれがあるかによって判断すべきであって、商標の使用を指定された商品が法人、商号の営む事業と同一であるかによって判断するとしている現行条文は妥当とはいえない。結局法人の名称は登録商標に対抗するためには著名性が必要となり、商標登録の安定性が強固になる。(改正条文第23条第1項第16号)

(4) 酒類に関する地理的表示の保護強化

酒類の地理的表示に関し、TRIPS協定第23条第2項は明確に、商品について真正の原産地以外の地理的区域を原産地とする表示をもって、商標登録を出願することを禁止しているの、酒類の地理的表示が我が国においても保護されるということをはっきり示す必要がある。台湾産の紹興酒の商標登録性が少し疑問が残る。(改正条文第23条第1項第18号)

8. 一出願多区分制の導入

1994年10月27日に商標法条約が発効して以来、一商標について多種の商品又は役務の分類を指定することのできる、いわゆる一出願多区分制の導入が各国における商標法改正にあたっての大きなポイントとなっている。また、出願人にとって、分類が多岐にわたる商品又は役務について複数の出願書をもって出願しなくて済むというメリットから、この制度を取り入れる。ほぼ日本の現行商標法の制度を因襲するものである。出願人にとっては若干経費節約の効果が予想されるが、但しハウスマークを除けばブランド商標の場合、個別区分ごとに出される審査意見に対応しきれずに結局途中で出願を分割乃至して商品や役務の削除を余儀なくされる場合も多発すると予想され、必ずしもメリットがあるとは限らない。(改正条文第17条(4))

9. 分割制の導入

一出願多区分制の導入に合わせて、出願人又は商標権者は必要に応じて、出願中に一の出願を二以上の出願に分割することを申立てることができる。登録後においても、一部の商品又は役務を分割して移転することができ、また異議申立ての決定、無効審判の審決が確定するまでに商標権の分割を申立てることもできる。登録後の権利分割も可能となっている。(改正条文第21条、第31条)

10. 登録料及び登録料分納制度の導入

現行規定により、商標登録出願をしてからほぼ10ヶ月前後で査定が降りて、そのまま公告期間満了すれば登録を受けられるが、しかし出願の際に出願料を支払わなければならない。登録を受けるときは十年間の専用権の権利期間が満了するまで、商標の使用の有無を問わず、登録料を納入する必要がある。しかしこれでは、登録した後に全く使用されていない商標を有効に管理することができず、不使用商標の不当な蓄積を防ぎ、商標審査の効率を高め、さらにライフサイクルの比較的短い商標が市場で自然に淘汰されるようにするため、登録料の徴収及び登録料の未払いによりもたらされる法的効果を定め、商標権者が第二期の登録料を納めるかどうかを自ら決められるように二回払いの分納制度を新たに設け、効果的な商標管理を図る。(改正条文第26条)

(寄稿) TIPLO 台湾国際専利法律事務所 所長 弁護士・弁理士 林志剛

台北市南京東路二段125号偉成大樓7樓 台北・台湾

Tel:886-2-2507-2811 Fax:886-2-2508-3711 / 886-2-2506-6971

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw / Homepage : http://www.tiplo.com.tw

人を育て、人を活かし、人と企業の双方に貢献する

製造業の生産業務受託を中心とするアウトソーシング事業を展開する日総工産は、「人を育て、人を活かし、人と企業の双方に貢献する」というキャッチフレーズを掲げ、日本では33年余り歴史を誇り、日本の製造業にとって、重要な経営ツールとなってきた。

台湾では現地法人が1999年に設立され、現在で6年目に入り、日系企業を中心に台湾の製造業の現場を支えてきた。台湾でも登録人材を増やすことで台湾社会に大きな貢献が出来る、との考えの下、異なる環境の中で相当の苦勞がありながらも、登録人材や拠点を拡大してきた。

今回は、台湾日総工産の小栗敏郎総経理に同社の台湾における事業展開や、今後の課題点をお伺いした。

台湾日総工産(股)
小栗敏郎 総経理



5年間を振り返って

貴社の歴史についてお聞かせください。

当社は工場労働者の人材派遣を主たる業務としております。1999年に日本のある大手メーカーが台湾に進出するため「いっしょに来て見ないか？」と声を掛けていただき始めたわけです。当初は日本人一人体制でスタートしました。それから2～3年は、20人から30人程度の派遣登録しかなく、火の車で経営を行って来ました。その後、一社アメリカ系の電子機器関係の会社から大きなオーダーをいただきまして、これをきっかけに、その後は順調に伸び始め、現在では登録派遣社員数が550～600人にまで達するようになりました。登録人材の拡大とともに、駐在員の人数も増え日本人4人体制になりました。

台湾での営業体制は如何ですか？

拠点としては、管理本部を台北に置き、派遣の事務所として台中、中和、桃園を、一番新しいところでは台南に今年の4月に事務所を開きました。そしてこのほか台北に人材紹介のオフィスも置いており

ます。次の目標としては新竹にも事務所を置くこと、また、台南の事務所を見直し、高雄か台南のどちらかに再編を行う事を検討しております。営業、管理としてのスタッフは現在、約30名になりました。

おかげさまで、各拠点で利益ベースにのり、全体としてもよい感じになってきました。

在籍人員を増やし、社会に貢献

現在、御社の主要なお客様層は？

現在、弊社のお客様の主流は、電子産業と日系企業という二つの言葉で表現することが出来ます。また、北部についてはかなり開拓が出来てきました。これから先、経営をもっと拡大していくため、今後の課題としては、電子産業以外のいわゆる伝統的産業と、ローカル企業の開拓が大きな課題となっております。

ローカル企業への営業で苦勞されている点は？

電子産業、特に日系の方では、投資の期間が5～

日本企業から見た台湾

6年間程度と比較的短い期間で限定して考えていらっしゃるようで、派遣の目的を十分理解していただき、派遣人材の労務コストが多少高くても受け入れていただけたところがあるようです。しかし、ローカル系企業ではコストに厳しく、現状の私どもの設定では入り込みにくいと言うのが今までの感触です。

また、日系企業に対しては、日本人駐在員が営業出来るわけですが、ローカル企業への営業は台湾人の営業マンが動かねばなりません。と言う事で、台湾人幹部社員を如何に早く育成できるか、如何に配置できるか、と言うのが展開上の課題として考えております。

今後の事業展開についてお聞かせください。

コストや利益もそうなのですが、在籍人員を増やす事で、社会に貢献する事が基本にあります。利益はその後ついてくると言う考え方です。これが基本ポリシーにあります。

ローカルの会社を見ていると日本でいう派遣と言う形態だけではなく、「労使関係をスムーズにするための、雇用者の名義を派遣会社が持つ」と言う名義貸し的な派遣があるような気がします。ローカルの大手では3000人ぐらいの規模でやっています。私どもは本当に500人ぐらいしかありません。やはり、台湾企業にも受け入れられ易い派遣の方法、つまり、日本式だけではない、ローカル式の方法も採用していかないと、台湾社会にも十分貢献できないのではないかと考えています。

また、電子産業が主力ですが、世の中5年周期で回転している時代、電子産業が落ち込んだときにそれをカバーできるように、伝統的産業にも進出する必要があります。

北部では工業区がほぼ埋まってしまい、日系及びローカル企業ともに中部、南部への進出が多くなっています。今年の年末から来年年初にかけてはラッシュになると考えております。初めて進出する企業の場合、どうしても、人材募集のルートがあまりわ

からないと言う事で、お客様から声を掛けていただいたりするのですが、途中、増員の場合にはどうやってその情報を把握するか、と言うのがキーポイントになってきます。また、台北に拠点があるために、情報は北のほうが強く、南部の情報収集力には限界があり、機会を逃していないか心配しております。

これに向けての社内体制づくりは如何ですか？

台中、台南、北部とで需要の波がことなります。これにあわせて、各拠点の人員体制も、臨機応変に変更していく必要はあります。日本人駐在員の場合、辞令で動いてもらえるのですが、台湾人スタッフの場合、転勤を伴うと非常に苦労します。

また、弊社はまだ若い会社でスタッフも20～30歳代、駐在員もみな、30歳代と若いのですが、今後、30歳代後半、40歳代のスタッフも入れていくことで、視野が広い体質に移行することができるとおもいます。そのためにも、今後、福利厚生や色々な社内規定の部分で営業以外のところで、スタッフの動機付けや働き甲斐があるような仕組みを作りこむ必要があるとおもいます。一方で在籍社員を増やす事で利益を上げ、もう一方では従業員の福利厚生面や会社の規定面で作りこんでいき、将来に渡って会社を安定的に経営できる仕組みを作っていく必要があると考えています。

本日はどうもありがとうございました。

台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100	
	実質GDP (10億元)	経済 成長率 (%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円		
2000年	9,559	5.86	8.06	7,607,739	732,866	148,321	140,011	8,310	1.82	1.26	32.99	0.2886	7,847	
2001年	9,350	-2.18	-8.36	5,128,529	684,854	122,866	107,237	15,629	-1.34	-0.01	35.00	0.2667	4,907	
2002年	9,686	3.59	9.39	3,271,747	608,672	130,597	112,530	18,067	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225	
2003年	10,006	3.31	7.38	3,575,656	726,070	144,180	127,249	16,931	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161	
	3月	2,446	3.53	4.44	308,287	7,835	12,613	10,915	1,697	5.14	-0.18	34.75	0.2919	4,449
	4月	2,350	-0.08	3.35	139,491	29,114	11,457	10,426	1,031	2.68	-0.01	34.85	0.2918	4,449
	5月			2.61	261,382	26,943	11,260	9,510	1,750	2.03	0.32	34.71	0.2926	4,319
	6月			3.02	165,825	12,135	11,596	10,297	1,300	1.94	-0.55	34.61	0.2892	4,869
	7月	2,555	4.01	5.91	347,701	17,380	11,629	10,366	1,263	2.47	-0.98	34.42	0.2863	5,287
	8月			5.98	348,284	39,454	12,290	10,396	1,895	2.19	-0.59	34.17	0.2917	5,446
	9月			8.78	323,450	46,851	12,548	10,978	1,569	0.65	-0.21	33.78	0.3051	5,679
	10月	2,658	5.70	11.75	270,068	63,862	13,091	10,892	2,199	0.00	-0.06	33.98	0.3119	5,939
	11月			9.78	523,995	352,950	13,796	12,381	1,414	1.18	-0.46	34.21	0.3127	5,951
	12月			18.46	595,310	99,493	14,015	13,187	828	1.57	-0.05	33.98	0.3179	5,853
2004年	1月	2,609	6.68	0.2	180,349	9,357	11,806	10,570	1,237	2.47	0.01	33.39	0.3150	6,236
	2月			31.17	174,155	12,010	13,192	13,152	40	2.22	0.65	33.37	0.3057	6,514
	3月			17.14	414,365	56,852	14,752	14,081	671	2.72	0.89	33.02	0.3177	6,658
	4月	2,528	7.67	14.65	417,893	182,470	14,065	13,105	960	4.88	0.95	33.37	0.3021	6,666
	5月			17.06	185,952	37,283	15,692	14,499	1,194	6.93	0.91	33.39	0.3049	5,911
	6月			17.31	281,388	63,222	14,427	14,638	-211	7.58	1.73	33.78	0.3107	5,758
	7月	2,690	5.30	10.49	423,173	175,157	14,652	13,771	881	9.46	3.34	34.14	0.3057	5,553
	8月			9.83	243,903	109,579	14,748	13,902	847	10.52	2.55	34.05	0.3100	5,497
	9月			8.94	265,450	28,177	14,955	14,205	750	11.43	2.78	33.98	0.3063	5,865

出所：中華民國經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

Taipei International Machine Tool Show

概要

2005年3月15日から20日まで、中華民國對外貿易發展協會(TAITRA)と台湾区機器工業同業組合(TAMI)の主催により、Taipei International Machine Tool Showが開催される(2年毎)。2003年の展示会では、532社の企業が2,026ブースを設置し、日本、韓国を始め、50ヶ国以上から約26,122人のバイヤーが来場した。今回の展示会では、700社超、2,400以上のブースが設置されると予想されている。国際的なMachine Tool産業を理解するには「Taipei International Machine Tool Show」を参観するのが一番の近道と言える。

ホームページ：http://www.taipeitradeshows.com.tw/timtos/chinese/fact_sheet.htm

日時

期間：2005年3月15日(火)～20日(日) 09:00～17:00

出品物

CNC Machine Tools、Metal Cutting Machines、Metal Forming Machines、Foundry、Forging、Welding & Cutting Equipment、Tools & Cutters、Measuring、Inspecting and Testing Equipment、Machine Tool Parts & Accessories、Related Items

展示会場

台北世界貿易センター展示ホール(台北市信義路5段5号)

主催

中華民國對外貿易發展協會、台湾区機器工業同業組合

問合せ先

中華民國對外貿易發展協會 李劍虹
TEL：886-2-2725-1111 ext 613

台湾区機器工業同業組合 楊広立
TEL：886-2-2349-4666 ext 685

ジャパンデスク連絡窓口
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部
投資業務処

台北市館前路71号8F

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
担当：林貝真 ext. 216(日本語可)

野村総合研究所
台北支店

台北市敦化北路168号13F-E室

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
担当：杉本洋 ext. 26 / 海老名宏明 ext. 22 / 褚炫初 ext. 23 / 盧詩瑩 ext. 25

野村総合研究所
コンサルティング第三事業本部

〒100-0005東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビル

TEL: 03-5533-2709(直通) / FAX: 03-5533-2724
担当：内田恵子

●ジャパンデスク専用 E-mail: japandesk@nri.co.jp

●ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。